

京都市告示第469号

平成29年3月31日京都市告示第711号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成29年12月1日から次のように改めます。

平成29年11月27日

京都市長 門川 大作

「

鈴塚市営住宅	第2棟		0.8590
	第8棟	103号, 104号, 204号, 303号及び503号	0.9790
		その他	0.8590
	第9棟	101号, 103号, 301号 及び506号	0.9797
		その他	0.8597

」

を

「

鈴塚市営住宅	第2棟	404号	0.9790
		その他	0.8590
	第8棟	103号, 104号, 204号, 301号, 303号及び503号	0.9790
		その他	0.8590
	第9棟	101号, 103号, 301号, 503号及び506号	0.9797
		その他	0.8597

」

に,

「

勸修寺北市営住宅	第2棟	101号, 106号, 201号, 203号, 305号, 307号 405号及び406号	0.9332
		その他	0.8132

」

を

「

勸修寺北市営住宅	第2棟	101号, 106号, 201号, 203号, 304号, 305号, 307号, 405号, 406号 及び501号	0.9332
		その他	0.8132

」

に,

「

檜原市営住宅	第3棟	109号, 206号, 308号, 406 号及び510号	0.9810
		その他	0.8610
	第4棟	205号	0.9810
		その他	0.8610

」

を

「

檜原市営住宅	第3棟	109号, 206号, 308号, 406号, 509号及び510号	0.9810
		その他	0.8610
	第4棟	205号, 206号, 303号及	0.9810

		び503号	
		その他	0.8610

」

に,

「

檜原市営住宅	第9棟から第11棟まで	101号から106号まで 及び201号から206号まで	0.8610
		その他	0.8110
	第12棟	101号から105号まで 及び201号から205号まで	0.8610
		403号	0.9310
	その他	0.8110	

」

を

「

檜原市営住宅	第9棟	402号	0.9310
		101号から106号まで 及び201号から206号まで	0.8610
		その他	0.8110
	第10棟	406号	0.9310
		101号から106号まで 及び201号から206号まで	0.8610
		その他	0.8110
	第11棟	101号から106号まで 及び201号から206号まで	0.8610
		その他	0.8110
	第12棟	101号から105号まで	0.8610

		及び 201 号から 205 号まで	
		402 号及び 403 号	0.9310
		その他	0.8110

」

に,

「

深草市営住宅	第 2 棟	101 号, 102 号, 104 号 から 106 号まで, 108 号 から 110 号まで, 201 号 から 205 号まで及び 207 号から 210 号まで	0.8213
		103 号, 107 号及び 206 号	0.9413
		301 号, 303 号, 405 号及 び 503 号から 505 号まで	0.8913
		その他	0.7713

」

を

「

深草市営住宅	第 2 棟	101 号, 102 号, 104 号 から 106 号まで, 108 号 から 110 号まで, 201 号 から 205 号まで及び 207 号から 210 号まで	0.8213
		103 号, 107 号及び 206 号	0.9413
		301 号, 303 号, 405 号,	0.8913

		408 号及び 503 号から 505 号まで	
		その他	0.7713

」

に,

西野山市営住宅	第 1 棟	108 号及び 504 号	0.9513
		その他	0.8313

」

を

西野山市営住宅	第 1 棟	103 号, 108 号及び 504 号	0.9513
		その他	0.8313

」

に,

西野山市営住宅	第 7 棟	202 号, 208 号, 302 号, 308 号及び 402 号	0.9513
		その他	0.8313

」

を

西野山市営住宅	第 7 棟	202 号, 206 号, 208 号, 302 号, 305 号, 308 号, 402 号及び 504 号	0.9513
---------	-------	---	--------

		その他	0.8313
--	--	-----	--------

に,

西野山市営住宅	第15棟	101号から105号まで, 202号, 204号及び205号	0.8306
		201号及び203号	0.9506
		404号	0.9006
		その他	0.7806

を

西野山市営住宅	第15棟	101号から105号まで, 202号, 204号及び205号	0.8306
		201号及び203号	0.9506
		401号及び404号	0.9006
		その他	0.7806

に,

田中宮市営住宅	第3棟	101号及び203号	0.8808
		301号から303号まで 及び305号	0.7108
		その他	0.7608

を

「

田中宮市営住宅	第3棟	101号, 203号及び205号	0.8808
		301号から303号まで及び305号	0.7108
		その他	0.7608

」

に,

「

田中宮市営住宅	第5棟		0.7608
	第6棟	206号	0.8816
		301号から303号まで及び305号から307号まで	0.7116
		その他	0.7616

」

を

「

田中宮市営住宅	第5棟	103号	0.8808
		その他	0.7608
	第6棟	202号及び206号	0.8816
		301号から303号まで及び305号から307号まで	0.7116
		その他	0.7616

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)